

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成28年3月28日付け答申第122号)

1 事案の概要

H26.7.1 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（訴訟）に関する上告審判決と、公害健康被害補償不服審査会裁決（平成18年第3号平成25年10月25日付け公補審発第131025005号裁決）を受けて、熊本県は国から委託されていた水俣病認定業務を返上した。

当該業務の返上に至る経緯の議事録・協議録。（以下「本件開示請求1」）。

県は、上告審敗訴直後にこの返上を考えなかったのか。（以下「本件開示請求2」）。

この返上で、県は環境省とどのような協議をしたのか。（以下「本件開示請求3」）。

環境省は、関係自治体に宛てて「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」と題した審査業務の新たな指針とする通知を、平成26年3月7日付け環境保健部長名で発出した。当該新通知を受けて、県はどのような協議をしたのか。（以下「本件開示請求4」）。

当該新通知に至る経緯の中で、県は環境省とどのような協議をしたのか。（以下「本件開示請求5」）。

この中で、環境省は県に対して参考資料を求めてきたのか。（以下「本件開示請求6」）。

または、県の方から環境省に率先して参考資料を提供することがあったのか。（以下「本件開示請求7」）。

H26.7.15 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」）。

H26.9.29 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H26.10.7 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第163号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・熊本県は、本件上告審判決を真摯に受け取った上で審査業務を国（環境省）に返上したのであれば、本件開示請求に係る当該行政文書は必ず作成したはずである。

・環境省は、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」と題した審査業務の新たな指針とする通知を、環境保健部長名で発出した。当該新通知に基づき、熊本県が審査業務を適切に実施するのであれば、本件開示請求に係る当該行政文書は当然作成したはずである。

・熊本県がこのような放置を二度と繰り返さないという姿勢で、今後水俣病被害者の方々の救済に取り組むのであれば、本件請求は存在し、開示すべきだと、異議申立人は考える。

(2) 実施機関

本件開示請求1について

当該業務の返上に至る経緯の議事録・協議録は存在しない。

本件開示請求2について

県は上告審敗訴直後にこの返上を考えなかったのかを示す文書は、存在しない。

本件開示請求3について

県は環境省とどのような協議をしたのかを示す文書は、存在しない。

本件開示請求4について

県はどのような協議をしたのかを示す文書は存在しない。

本件開示請求5について

県は環境省とどのような協議をしたのかを示す文書は存在しない。

本件開示請求6について

環境省は県に対して参考資料を求めてきたのかを示す文書は存在しない。

本件開示請求7について

県の方から環境省へ率先して参考資料を提供することがあったのかを示す文書は、存在しない。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、これを取り消し、条例第6条第2項の規定に基づく補正手続を適正に行った上で、改めて条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

(2) 理由

行政文書の特定について

- ・ 開示請求に対する決定を行う場合、実施機関においては、まず、当該開示請求に係る行政文書を特定しなければならない。
- ・ 異議申立人は、本件開示請求書において、「水俣病認定業務の返上」という言葉を使用し、当該返上に関する文書及び当該返上に関連して環境省が発出した通知に関する文書を求めていることから、当審査会としては、本件開示請求の趣旨からすれば、本件開示請求に係る行政文書を特定するためには、当該「返上」という言葉の定義が、異議申立人と実施機関の間で一致していることが必要であると考えられる。
- ・ 実施機関は、当審査会に対し、当該「返上」は、平成25年12月19日に

開催された臨時記者会見において、知事自らが、環境省に対し、国の臨時水俣病認定審査会の設置、開催を要求したことを指していると思われる旨説明するが、この説明は、あくまで、実施機関の推測によるものであり、異議申立人が主張する「返上」の意味するところと同じであるか明確ではなく、本件開示請求に係る行政文書が特定されているとは認められない。

- ・ また、本件不開示決定通知書の記載内容を見分する限り、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、本件開示請求書の記載内容をそのまま引用し、そのような文書は存在しないと述べるのみであり、当該記載内容からしても、本件開示請求に係る行政文書が明確に特定されているとは認められない。

本件不開示決定の妥当性について

- ・ 開示請求に対する決定を行う場合、実施機関においては、まず、当該開示請求に係る行政文書を特定しなければならないところ、上記 に記載のとおり、本件不開示決定については、本件開示請求に係る行政文書を明確に特定した上で行われているとは認められない。
- ・ したがって、実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求に係る「返上」という言葉の定義を明確にするなど、異議申立人が求める行政文書の特定を行うための補正を求め、改めて本件開示請求に対する決定を行うべきである。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成26年10月7日（諮問第163号）
答申日	：平成28年3月28日（答申第122号）
事案名	：水俣病認定業務に係る環境省との協議録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病認定業務に係る環境省との協議録等について、平成26年7月15日に行った不存在による不開示決定は、これを取り消し、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく補正手続を適正に行った上で、改めて条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成26年7月1日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（訴訟）に関する上告審判決と、公害健康被害補償不服審査会裁決（平成18年第3号平成25年10月25日付け公補審発第131025005号裁決）を受けて、熊本県は国から委託されていた水俣病認定業務を返上した。

当該業務の返上に至る経緯の議事録・協議録。（以下「本件開示請求1」という。）

県は、上告審敗訴直後にこの返上を考えなかったのか。（以下「本件開示請求2」という。）

この返上で、県は環境省とどのような協議をしたのか。（以下「本件開示請求3」という。）

環境省は、関係自治体に宛てて「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」と題した審査業務の新たな指針とする通知を、平成26年3月7日付け環境保健部長名で発出した。当該新通知を受けて、県はどのような協議をしたのか。（以下「本件開示請求4」という。）

当該新通知に至る経緯の中で、県は環境省とどのような協議をしたのか。（以下「本件開示請求5」という。）

この中で、環境省は県に対して参考資料を求めてきたのか。（以下「本件開示請求6」という。）

または、県の方から環境省に率先して参考資料を提供することがあったのか。(以下「本件開示請求7」という。)

- 2 平成26年7月15日、実施機関は、保有する行政文書について、対象文書の有無を検討し、本件開示請求に係る行政文書については、存在しないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 3 平成26年9月29日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成26年10月7日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 熊本県は、本件上告審判決を真摯に受け取った上で審査業務を国(環境省)に返上したのであれば、本件開示請求に係る当該行政文書は必ず作成したはずである。
- (2) 環境省は、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」と題した審査業務の新たな指針とする通知を、環境保健部長名で発出した。当該新通知に基づき、熊本県が審査業務を適切に実施するのであれば、本件開示請求に係る当該行政文書は当然作成したはずである。
- (3) 県が真剣に申請者を救済しようとしているのであれば、議事録等や本件上告審判決直後の返上についての記録は残していたはずである。
仮に、これらのことが不存在であるのであれば、これは県の怠慢である。
- (4) 熊本県知事らは、訴訟福岡高裁判決を真摯に受け取っているのであれば、実施機関の不存在による不開示決定処分とはならなかったはずである。
- (5) 当該新通知は、申請者の有機水銀に対する曝露や申請者の曝露時期と発症時期の関係等を求めているが、環境省は不知火海沿岸など汚染魚介類摂食住民の健康調査をはじめとする被害地域の総合的調査を怠ってきたことから、同通知が申請者にとって不可能なことを求めていることに、異議申立人は「患者切り捨て」と言いたい。それ故、当該新通知に基づ

き、熊本県が審査業務を適切に実施するのであれば、本件開示請求に係る当該行政文書は当然作成したはずである。

- (6) 当該新通知の留意事項として、「今後、各県市において、本通知に沿って認定審査の事務を行っていく中で、本通知の解釈に係る疑義が生じた場合には、適宜環境省に照会されたい」とあった。

環境省自体が当該新通知に疑義をもっていたことから、当該留意事項となったもので、このことからしても本件開示請求4、5、6及び7に係る行政文書は存在していたはずである。

- (7) 乙第168号証(意見書)における 氏の人権を軽視した(「さんは水俣に在住していたが、農家であって漁家でない」18頁)という記載からして、実施機関が審査会に提出した理由説明書は県の情報隠しに他ならないことから、実施機関は、異議申立人に本件請求を開示しようとしないのである。

- (8) 熊本県がこのような放置を二度と繰り返さないという姿勢で、今後水俣病被害者の方々の救済に取り組むのであれば、本件請求は存在し、開示すべきだと、異議申立人は考える。

- (9) 実施機関が不存在を理由として不開示とした、この判断は「不当」であり、異議申立人は、当該処分を取消すこととしたい。

- (10) 県さえもが環境省同様の不存在による不開示決定を行った無責任な姿勢に憤りを感じずにはいられなかったことから、異議申立人は、異議申立てをしたものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求1について

当該業務の返上に至る経緯の議事録・協議録は存在しない。

- (2) 本件開示請求2について

県は上告審敗訴直後にこの返上を考えなかったのかを示す文書は、存在しない。

- (3) 本件開示請求3について

県は環境省とどのような協議をしたのかを示す文書は、存在しない。

- (4) 本件開示請求4について

県はどのような協議をしたのかを示す文書は存在しない。

- (5) 本件開示請求5について

県は環境省とどのような協議をしたのかを示す文書は存在しない。

- (6) 本件開示請求6について

環境省は県に対して参考資料を求めてきたのかを示す文書は存在しない。

(7) 本件開示請求7について

県の方から環境省へ率先して参考資料を提供することがあったのかを示す文書は、存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 行政文書の特定について

(1) 開示請求に対する決定を行う場合、実施機関においては、まず、当該開示請求に係る行政文書を特定しなければならない。

仮に、開示請求書に記載すべき「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されない場合は、条例第6条第2項の規定により、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができることとされているが、実施機関は、当該記載内容の補正を求めることなく本件不開示決定を行っている。

(2) 異議申立人は、本件開示請求書において、「水俣病認定業務の返上」という言葉を使用し、当該返上に関する文書及び当該返上に関連して環境省が発出した通知に関する文書を求めていることから、当審査会としては、本件開示請求の趣旨からすれば、本件開示請求に係る行政文書を特定するためには、当該「返上」という言葉の定義が、異議申立人と実施機関の間で一致していることが必要であると考えられる。

(3) 実施機関は、当審査会に対し、当該「返上」は、平成25年12月19日に開催された臨時記者会見において、知事自らが、環境省に対し、国の臨時水俣病認定審査会の設置、開催を要求したことを指していると思われる旨説明するが、この説明は、あくまで、実施機関の推測によるものであり、異議申立人が主張する「返上」の意味するところと同じであるか明確ではなく、本件開示請求に係る行政文書が特定されているとは認められない。

(4) また、本件不開示決定通知書の記載内容を見分する限り、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を保有していない理由について、本件開示請求書の記載内容をそのまま引用し、そのような文書は存在しないと述べるのみであり、当該記載内容からしても、本件開示請求に係る行政文書が明確に特定されているとは認められない。

2 本件不開示決定の妥当性について

(1) 開示請求に対する決定を行う場合、実施機関においては、まず、当

該開示請求に係る行政文書を特定しなければならないところ、上記 1 に記載のとおり、本件不開示決定については、本件開示請求に係る行政文書を明確に特定した上で行われているとは認められない。

- (2) したがって、実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求に係る「返上」という言葉の定義を明確にするなど、異議申立人が求める行政文書の特定を行うための補正を求め、改めて本件開示請求に対する決定を行うべきである。

3 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島 正剛
会長職務代理者 原島 良成
委 員 石井 麻衣子
委 員 立石 邦子
委 員 井寺 美穂

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 26 年 10 月 7 日	・ 諮問 (第 163 号)
平成 26 年 11 月 20 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 27 年 1 月 13 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 10 月 21 日	・ 審議
平成 27 年 11 月 25 日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 27 年 12 月 25 日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成 28 年 1 月 20 日	・ 審議
平成 28 年 2 月 17 日	・ 審議
平成 28 年 3 月 11 日	・ 審議